

(職員)

第42条

この組合に必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2

前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(付則)

1. 第37条の規約を第42条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。